

業務内容仕様書

1 業務名

蒲郡市児童育成支援拠点事業整備・運営業務

2 履行場所

蒲郡市内とする。

3 業務概要

本業務の実施目的である、「養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ること」を実現するため、以下の取組を行う。

(1) 整備業務

ア 「蒲郡市児童育成支援拠点事業実施要綱」に定める事業の内容等を実現できるよう、実施場所の整備を行うこと。

イ 国の「児童育成支援拠点事業ガイドライン」に沿った施設、設備とすること。

(2) 運営業務

ア 「蒲郡市児童育成支援拠点事業実施要綱」に定める業務

イ 国の「児童育成支援拠点事業ガイドライン」に沿った業務

(3) 開所日及び実施時間

「蒲郡市児童育成支援拠点事業実施要綱」の規定による開所日及び実施時間とすること。

(4) 対象者

「蒲郡市児童育成支援拠点事業実施要綱」の規定による対象者とすること。

(5) 業務実施に関する留意事項

事業実施に当たっては、特に次の点に留意すること。

ア 児童が安心・安全に過ごし、児童自身が人格を肯定されていると感じられるよう本業務の実施目的を十分に理解し、取り組むこと。

イ 児童への支援目標や配慮する点など、市のこども家庭センター職員と共有し必要な支援を行うこと。

4 運営体制

「蒲郡市児童育成支援拠点事業実施要綱」の規定による運営体制とすること。

5 個人情報の取り扱い

個人情報の保護に関する法律及び蒲郡市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、個人情報の保護のために必要な措置を講じること。特に児童等の個人情報に関する取扱いは、当該児童等の状況や共有対象によって異なるため、慎重に取り扱うこと。

6 業務内容の報告

業務内容の報告として、次の書類を作成し、市に提出すること。

(1) 年度業務計画書

業務内容について、事業計画書を作成し、事業開始日前に提出すること。

(2) 月次業務報告書

業務内容について、別に定める月次業務報告書を作成し、翌月 10 日までに提出すること。ただし、最終月分については、市が指定する日までに提出すること。

(3) 年次事業報告書

事業完了後、年次事業報告書を作成し、市が指定する日までに提出すること。

7 その他

本仕様書に特に定めのない事項については、市と協議の上、定めるものとする。